

バイク・軽自動車等の 廃車手続きはお済みですか？

軽自動車税は、4月1日現在にバイク・軽自動車等を所有している方に課税されます。

次に該当する方は、3月31日(月)までに手続きをしてください。

① 町外に住所を変更した方

② 廃車・盗難等ですでに所有していない方

③ 所有者が変わっていても名義変更をしていない方

3月31日までに手続きがお済みでない場合は、翌年度の軽自動車税が課税されます。

廃車等の代理手続きを依頼された場合、手続きが完了しているかを確認してください。

手続きの際は、印鑑(納税義務者・届出人)、ナンバープレートを持参してください。

125CC以下のバイク・小型特殊自動車(農耕用含む)

鏡野町 住民税務課(8時30分～17時15分)

鏡野町竹田660番地

TEL..0868-54-2985

FAX..0868-54-3940

125CCを超えるバイク

中国運輸局 岡山運輸支局(8時45分～11時45分・13時～16時)

岡山市中区藤原24番1

TEL..050-5540-2072

FAX..086-271-2683

軽自動車

軽自動車検査協会 岡山事務所(8時45分～11時45分・13時～16時)

岡山市北区久米177番3

TEL..086-245-3600

FAX..086-245-7586

下水道をご利用の皆様へ下水道使用料改定のお知らせ

日頃から下水道のご利用ありがとうございます。

下水道使用料が消費税率の引上げに伴い、平成26年4月から改定されますのでお知らせいたします。

平成26年4月から次の内容が改定されます。

	平成26年3月分まで
基本料金 (1ヶ月当たり)	1,575円
人数料金 (1人当たり・一般世帯対象)	525円
超過料金 (10mを超えた1m当たり・事業所対象)	168円
休止料金 (1回のみ)	840円



	平成26年4月分から
1,620円	
540円	
172円	
860円	



※下水道使用料は2カ月に1回(偶数月)の請求です。

鏡野町では一般家庭の下水道料金は家に住んでいる人数で算定しています。

住んでいる人数が減った場合は必ず届け出が必要です。

○住んでいる人数が増えた場合(出生、転入等)は毎年5月に役場で調査し確認しますので、届け出の必要はありません。

○住んでいる人数が減る場合(進学、転出等)には書類を提出していただく必要があります。

※住んでいる人が亡くなられた場合は、役場で確認出来ますので届け出の必要はありません。

書類は上下水道課、各振興センターにあります。

お問い合わせ先

鏡野町上下水道課

(0868)54-0001